

料金の算定(改定案A、改定案B、改定案C)

(1) 算定条件

- 平成27年度～29年度決算数値をもとに、下水道使用料の算定期間を平成31年～平成33年とした算定をおこないます。
- 下水道使用料の算定は、維持管理費(営業費用)に減価償却費、企業債利子償還金(資本費用)を加えておこないます。
- 基本水量は、現行10m³のままとする案と基本水量を設定しない案を試算します。(1ヶ月の使用量を基準とします。)
- 従量料金は、現行の2段階から4段階とし、11～30m³、31～50m³、51～80m³、81m³～と、4段階の設定に加え、基本水量分の0～10m³を加えた5段階も加えて逓増制で算定しました。
- 井戸水等使用にかかる認定水量は、現行の使用基準水量とします。
- 水道水と井戸水等併用については、現行の算定方式によることとします。

(2) 配賦原価の集計

- ※ 詳細につきましては、別紙「使用料対象経費の内訳(H27-H29実績及びH30、H31-H33見込)」を参照してください。「添付資料 1」
- ※ 固定費は、一部基本使用料に充てられるものであり、今回の算定では、25%を基本使用料に充て、残り75%を従量使用料に充てる、改定案Aと30%を基本使用料に充て、残り70%を従量使用料に充てる改定案Bとし、その改定案Bに使用水量10m³を設定しない改定案Cとして算定することとしました。

(使用料対象経費の内訳(H27-H29実績及びH30、H31-H33見込))

項目	需要家費	固定費 基本使用料25%	固定費 従量使用料75%	変動費	使用料対象経費
金額	43,084	263,661	790,982	101,351	1,199,078
(小計)	306,745		892,333		

項目	需要家費	固定費 基本使用料30%	固定費 従量使用料70%	変動費	使用料対象経費
金額	43,084	316,393	738,250	101,351	1,199,078
(小計)	359,477		839,601		

項目	需要家費	固定費 基本使用料30%	固定費 従量使用料70%	変動費	使用料対象経費
金額	43,084	316,393	738,250	101,351	1,199,078
(小計)	359,477		839,601		

年間有収水量見込	5,687,400 m ³
----------	--------------------------

年間件数見込	237,211 件
	(19,767.5×12月)

← H31-33年(3年間)に見込まれる1年分の数値です。

m ³ あたり必要単価	211 円
------------------------	-------

← 使用料対象経費を、年間有収水量見込で単純に割った処理単価です。

年間有収水量見込内訳(H31-H33見込)

10m ³ 以下	11～30m ³	31m ³ ～50m ³	51m ³ ～80m ³	81m ³ ～
2,013,897	2,132,927	522,346	173,344	844,886
5,687,400				

改定案A

算出値(円)

基本料金	(円)	(件)
1,294	306,745,000 ÷	237,211

← 需要家費と固定費(25%分)の合計 ÷ 年間見込件数

従量単価	(円)	(m ³)
157	892,333,000 ÷	5,687,400

← 固定費(75%分)と変動費の合計 ÷ 年間有収水量見込

改定案B

算出値(円)

基本料金	(円)	(件)
1,516	359,477,000 ÷	237,211

← 需要家費と固定費(30%分)の合計 ÷ 年間見込件数

従量単価	(円)	(m ³)
148	839,601,000 ÷	5,687,400

← 固定費(70%分)と変動費の合計 ÷ 年間有収水量見込

改定案C

算出値(円)

基本料金	(円)	(件)
1,516	359,477,000 ÷	237,211

← 需要家費と固定費(30%分)の合計 ÷ 年間見込件数

従量単価	(円)	(m ³)
148	839,601,000 ÷	5,687,400

← 固定費(70%分)と変動費の合計 ÷ 年間有収水量見込

(3) 算出値及びその補正

改定案A ※基本水量分(10m3)の使用料を、基本料金に含む場合 (円:税抜)

	基本料金	基本料金に含む (1~10m3分)	従量料金① (11m3~30m3)	従量料金② (31m3~50m3)	従量料金③ (51m3~80m3)	従量料金④ (81m3~)
算出値	1,294			157		
補正值	1,300	1,100	140	190	220	230
年間見込	308,374,300	260,932,100	298,609,780	99,245,740	38,135,680	194,323,780
		891,247,080				
1,199,621,380						

改定案B ※基本水量分(10m3)の使用料を、基本料金に含む場合 (円:税抜)

	基本料金	基本料金に含む (1~10m3分)	従量料金① (11m3~30m3)	従量料金② (31m3~50m3)	従量料金③ (51m3~80m3)	従量料金④ (81m3~)
算出値	1,516			148		
補正值	1,500	1,100	130	180	200	210
年間見込	355,816,500	260,932,100	277,280,510	94,022,280	34,668,800	177,426,060
		844,329,750				
1,200,146,250						

改定案C ※基本水量分(10m3)の使用料を、基本料金に含まない場合 (円:税抜)

	基本料金	従量料金① (1~10m3分)	従量料金② (11m3~30m3)	従量料金③ (31m3~50m3)	従量料金④ (51m3~80m3)	従量料金⑤ (81m3~)
算出値	1,516			148		
補正值	1,500	110	130	190	210	250
年間見込	355,816,500	221,528,670	277,280,510	99,245,740	36,402,240	211,221,500
		845,678,660				
1,201,495,160						

(4) 基本料金

①算定の基礎は、汚水量に関係なく等しくかかる経費及び基本水量分
算定期間に必要な、1使用者当りの需要家費および固定費と基本水量分の使用料の合計とします。

改定案A	需要家費等 1,300円 + 基本水量分 1,100円 (110円×10m3) ×1.08(現行税率) = 2,592円(消費税込み)
改定案B	需要家費等 1,500円 + 基本水量分 1,100円 (110円×10m3) ×1.08(現行税率) = 2,808円(消費税込み)
改定案C	需要家費等 1,500円 + 基本水量分 0円(設定なし) ×1.08(現行税率) = 1,620円(消費税込み)

(5) 超過料金(従量料金)

①算定の基礎は、基本料金の算定に含まれる経費以外の維持管理等に要する経費
②基準汚水量と基準金額

改定案A	a. 11m3~30m3	140円/m3(消費税抜き)	(主に一般家庭)
	b. 31m3~50m3	190円/m3(消費税抜き)	(主に一般家庭)
	c. 51m3~80m3	220円/m3(消費税抜き)	(一般家庭及び事業所等)
	d. 81m3以上	230円/m3(消費税抜き)	(主に事業所等)
改定案B	a. 11m3~30m3	130円/m3(消費税抜き)	(主に一般家庭)
	b. 31m3~50m3	180円/m3(消費税抜き)	(主に一般家庭)
	c. 51m3~80m3	200円/m3(消費税抜き)	(一般家庭及び事業所等)
	d. 81m3以上	210円/m3(消費税抜き)	(主に事業所等)
改定案C	a. 0m3~10m3	110円/m3(消費税抜き)	(主に一般家庭)
	b. 11m3~30m3	130円/m3(消費税抜き)	(主に一般家庭)
	c. 31m3~50m3	190円/m3(消費税抜き)	(主に一般家庭)
	d. 51m3~80m3	210円/m3(消費税抜き)	(一般家庭及び事業所等)
	e. 81m3以上	250円/m3(消費税抜き)	(主に事業所等)

(※ 新旧比較表は別紙)「添付資料 2、3」

計算結果の考察

A案、C案の場合、使用水量が10m³未満の少ない家庭については、B案に比べて負担が軽減されます。一方、B案は、A案に比べて広く等しくご負担いただくことになり、大口使用者への値上げ幅が低くなっております。
概ね、市内平均世帯(3人世帯程度)の20m³は、A案は負担軽減が図れますが、B案C案は、現行料金のままとなっています。
現行の料金体系では、基本使用料を高く設定することにより、広く等しくご負担いただいているため、他市に比べて大口使用者ほど負担が低くなっていました。こうしたことから、現行の料金体系より逡増制の累進度を増加させることで、大口使用者ほど処理原価が高くなる起因者負担の原則に則った料金体系となっています。また、A案の方がB案に比べて、僅かに大口使用者の負担が高くなり、さらにC案は両案に比べて大口使用者への負担が高くなっています。